

「令和6年度東京都地域の底力発展事業助成」 町会の地域活動にご活用ください!

東京都は、地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取組（催し・活動等）を支援するため、「地域の底力発展事業助成」を実施します。

事業の概要

1 対象団体 都内に所在する町会・自治会

2 対象事業

(A) 地域の課題解決のための取組（地域の祭り、盆踊り、交流イベント等）

(B) 都が取り組む特定施策の推進につながる取組5区分

●防災・節電活動 ●子ども・若者育成支援（旧：青少年健全育成活動から名称変更し、子ども・若者の主体的な取組を促進） ●高齢者等の見守り活動 ●防犯活動 ●多文化共生社会づくり

(B-S) 都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組

●デジタル活用支援

(C) 複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組

(D) 単一町会・自治会が他の地域団体と連携して実施する地域の課題解決のための取組

3 助成限度額

対象事業 (A) (B) 単一町会・自治会 20万円 地区連合町会 100万円
区市町村連合会 200万円

対象事業 (C) 単一町会・自治会（共同）50万円

対象事業 (D) 単一町会・自治会（連携）30万円

4 募集期間

募集回	募集期間	交付決定時期	申請できる事業の実施時期
第1回	受付期間：令和6年3月1日（金）～3月8日（金） ※原本提出締切り：3月14日（木）午後5時（必着）	4月上旬	4月1日以降に実施する事業
第2回	受付期間：4月1日（月）～5月13日（月） ※原本提出締切り：5月31日（金）午後5時（必着）	7月上旬	7月10日以降に実施する事業
第3回	受付期間：6月3日（月）～8月9日（金） ※原本提出締切り：8月30日（金）午後5時（必着）	10月上旬	10月10日以降に実施する事業
第4回	受付期間：9月2日（月）～10月18日（金） ※原本提出締切り：11月1日（金）午後5時（必着）	12月上旬	12月10日以降に実施する事業

★事業の詳細はホームページをご覧ください★

<http://b.it.ty/2uv9HZU>

地域の底力

検索



*ホームページは検索エンジンから、「地域の底力」で検索してアクセスすることもできます。

《お問合せ先》

東京都 生活文化スポーツ局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

電話：03-5388-3166 FAX：03-5388-1331

メールアドレス：s1121202@sect0n.metro.tokyo.jp

令和6年度 地域の底力発展事業助成について

1 事業の主旨

町会・自治会が地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図ることを目的に、都が行う助成事業

2 助成対象

- ① 区市町村の単一町会・自治会(単一) ② 区市町村内の一部地域を単一とする町会・自治会の連合組織(地区連)
③ 区市町村を単位とする町会・自治会の連合組織(町自連) ④ 区市町村の範囲を越えた町会・自治会の連合組織(都町連)

3 事業の概要

事業の区分	内容	助成率	助成限度額	
A 地域の課題解決のための取組	地域の課題を解決するために取り組む事業	今まで交付決定を受けたことが <u>ない</u> 団体	助成対象経費の <u>10/10</u>	
		今までに交付決定を受けたことが <u>ある</u> 団体	助成対象経費の <u>1/2</u>	
B 東京都が取り組む特定施策の推進につながる取組			単一 20万円 地区連 100万円 町自連 都町連 200万円	
B-1 防災・節電活動	地域の課題を解決するために取り組む事業のうち、都が進める重要施策の推進につながる事業	[B-1][B-3] 助成対象経費の <u>10/10</u>		
B-2 子ども・若者育成支援		[B-2][B-4][B-5]		
B-3 高齢者等の見守り活動		今までに交付決定を受けたことが <u>ない区分</u> で申請する場合		助成対象経費の <u>10/10</u>
B-4 防犯活動		今までに交付決定を受けたことが <u>ある区分</u> で申請する場合		助成対象経費の <u>1/2</u>
B-5 多文化共生社会づくり				
B-S 東京都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取組				
デジタル活用支援	地域におけるデジタルデバйд対策につながる事業	助成対象経費の <u>10/10</u>		
C 複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取組	複数の単一町会・自治会が共同して 、地域の課題を解決するために取り組む事業	共同する団体のなかに、今までC区分で交付決定を受けた団体がいない場合	助成対象経費の <u>10/10</u>	
		共同する団体のなかに、今までC区分で交付決定を受けた団体がいる場合	助成対象経費の <u>1/2</u>	
D 単一町会・自治会が他の地域団体(町会・自治会及び自治体等を除く)と連携して実施する地域の課題解決のための取組	単一町会・自治会が 他の地域団体と連携して 地域の課題を解決するために取り組む事業	今までにD区分で交付決定を受けたことが <u>ない</u> 団体	助成対象経費の <u>10/10</u>	
		今までにD区分で交付決定を受けたことが <u>ある</u> 団体	助成対象経費の <u>1/2</u>	

【申請する事業区分の注意点】・本助成金を初めて申請する団体は、A区分で申請。(ただし、C・D区分に限り、**本助成金を初めて申請する単一町会・自治会**でも申請可能)

4 募集スケジュール

募集回	受付期間	交付決定
第1回	3月1日～3月8日	4月上旬
第2回	4月1日～5月13日	7月上旬
第3回	6月3日～8月9日	10月上旬
第4回	9月2日～10月18日	12月上旬

5 防災・節電活動、高齢者等の見守り活動及びデジタル活用支援について

- それぞれの事業区分において、過去に同じ区分で交付決定を受けたことがある団体でも助成率が10/10となります。
- C区分及びD区分で防災・節電活動、高齢者等の見守り活動またはデジタル活用支援を行う場合は、助成率が10/10となります。